

第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たって、支援業務の委託に最も適した受託候補者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 : 第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託
- (2) 発注者 : みどり市
- (3) 委託期間 : 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務内容 : 別紙「第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託 仕様書」のとおり

3 提案限度額

- 4,466千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) みどり市において、競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験や知識を有した従業員を専従させることができる者であること。
- (9) 過去に子ども・子育て支援事業計画策定支援業務を他の自治体で請け負った実績があること、若しくは同計画の策定に関して必要な知識を有していること。

- (10) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

5 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり関係書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書	1部（様式第1号）
イ 誓約書	1部（様式第2号）
ウ 参加資格確認書	1部（様式第3号）
エ 会社概要書	1部（様式第4号）
オ 企画提案書	原本1部及び副本5部（様式第5号）
カ 見積書	原本1部（任意様式）

(2) 提出方法及び提出期限

- ア 提出方法 市役所への持参又は郵送により提出すること。
郵送先：〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市役所 保健福祉部 こども課 子育て支援係
- イ 提出期限 令和6年6月28日（金）午後5時15分まで（必着）

(3) 企画提案書及び見積書について

ア 提案書の様式

- ① 基本的には、縦置き横書き、A4版両面印刷で左綴じすること。
ただし、記述方向を一部縦書きにしたり、用紙を一部変更するなどしたほうが見やすくなる場合、変更することは差し支えない。
- ② 提案書は目次及びページ番号を付けること。
- ③ 企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。

イ 提案書の記載内容

別紙「第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書」に沿った記載をすること。

ウ 業務実績

他自治体での業務実績

エ 見積書

人件費及び間接経費を含めた経費の積算根拠の内訳明細も示すこと。

6 質問

- (1) 質問の提出場所 みどり市役所 保健福祉部 こども課 子育て支援係
電話：0277-76-0995(直通)
E-mail：kodomo@city.midori.gunma.jp
- (2) 質問様式 質問書（様式第6号）
- (3) 質問方法 質問書（様式第6号）に記載のとおり
- (4) 受付期限 令和6年6月14日（金）午後5時15分まで

7 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和6年7月10日（水）
- (2) 実施場所 みどり市役所 笠懸庁舎内（別途通知）
- (3) 実施内容 一人につき、準備5分以内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。
- (4) 会場設営 プロジェクター、スクリーンは市が準備するが、パソコン及びインターネット環境は確保しないので必要に応じて各自用意すること。
- (5) 出席者 一人3名以内とする。
- (6) その他 プレゼンテーションの実施順序については、企画提案書の受理順とする。

8 選考方法について

- (1) 受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 選考は、別紙「第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託 審査基準表」に基づき、業務体制、業務実績、企画提案、価格提案等により審査する。
- (3) 選考の結果、最も高い評価点を獲得した業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次点の者から順に交渉を行う。
- (4) 最も高い評価点を獲得した業者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を再考する。

9 選考結果の通知について

- (1) 選考結果は、参加業者に対し、選考結果通知書（様式第7号）によって通知するものとする。
- (2) 選考結果通知書に記載した内容以外の質問には回答しない。また、選考結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (3) 選考結果通知書の発送後、次の事項が確認された場合には、通知書の結果にかかわらず失格とする。
 - ア 本実施要領に定められた参加資格要件を満たさないとき。
 - イ 提出された企画提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
 - ウ その他本業務の実施において、不正行為が行われたことが判明したとき。

10 スケジュール

実施内容	期日
公募の開始	令和6年6月 3日（月）
質問受付期限	令和6年6月14日（金）午後5時15分まで
市からの質問回答期限	令和6年6月21日（金）
参加申込期限	令和6年6月28日（金）午後5時15分まで
プレゼンテーションの実施	令和6年7月10日（水）
選考結果の通知	令和6年7月22日（月） 予定
契約締結	令和6年7月下旬予定

11 その他

- (1) 書類の提出に当たっては、内容に誤り、不足がないか十分に確認すること。
- (2) 提案に際し要した費用は、各参加業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (5) 採用された場合、提案内容をそのまま実施するものではなく、両者協議の上、必要に応じて変更する。